

平成23年7月12日
号外第1号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

条 例

- 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（35・人事課）……………6
- 秋田県標準事務関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例（36・財政課）……………6
- 東日本大震災の被災者から徴収した手数料の還付に関する条例（37・財政課）……………14
- 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（38・税務課）……………17
- 秋田県県税条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例（39・税務課）……………17
- 秋田県合併市町村特例交付金条例を廃止する条例（40・市町村課）……………18
- 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（41・都市計画課）……………18
- 秋田県私立高等学校授業料減免等臨時対策基金条例の一部を改正する条例（42・教育庁総務課）……………18
- 県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（43・議会運営委員会提出）……………19
- 秋田県議会定例会の回数に関する条例の一部を改正する条例（44・議会運営委員会提出）……………19

この号で公布された条例のあらまし

◇職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第35号）

- 1 昭和48年5月17日前に退職手当の支給を受けて公庫等職員となり、引き続き公庫等職員として在職した後引き続き職員となった者等が退職した場合におけるその者に対する退職手当の額の計算に用いる利率について、平成21年4月1日以後の期間に係る利率を年3.2パーセントから次に掲げる期間の区分に応じ定める利率に改めることとした。（附則別表関係）

| 期間 | 利率 |
|----------------------|-----------|
| 平成21年4月1日～平成22年3月31日 | 年3.2パーセント |
| 平成22年4月1日～平成23年3月31日 | 年1.8パーセント |
| 平成23年4月1日～平成24年3月31日 | 年1.9パーセント |
| 平成24年4月1日～平成25年3月31日 | 年2.0パーセント |
| 平成25年4月1日～平成26年3月31日 | 年2.2パーセント |
| 平成26年4月1日～平成27年3月31日 | 年2.6パーセント |
| 平成27年4月1日～平成28年3月31日 | 年2.9パーセント |
| 平成28年4月1日～平成29年3月31日 | 年3.4パーセント |
| 平成29年4月1日～平成30年3月31日 | 年3.6パーセント |

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県標準事務関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例（秋田県条例第36号）

- 1 次の条例に規定する手数料、使用料等について、特別な理由があると認めるときは、減免することができることとした。

- (1) 秋田県標準事務関係手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第19号）
- (2) 秋田県県税に関する証明等手数料徴収条例（昭和51年秋田県条例第3号）
- (3) 秋田県介護保険法関係手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第28号）
- (4) 県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例（昭和23年秋田県条例第57号）
- (5) 秋田県栄養士免許等手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第33号）
- (6) 秋田県調理師免許等手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第34号）
- (7) 秋田県受胎調節実地指導員指定証交付等手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第35号）
- (8) 秋田県立衛生看護学院条例（昭和41年秋田県条例第11号）
- (9) 秋田県大麻取扱者免許等手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第38号）
- (10) 秋田県毒物劇物販売業登録等手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第39号）
- (11) 秋田県覚せい剤施用機関指定等手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第40号）
- (12) 秋田県麻薬卸売業者免許等手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第41号）
- (13) 秋田県薬事法関係手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第42号）
- (14) 秋田県准看護師免許等手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第43号）
- (15) 秋田県死体保存許可手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第45号）
- (16) 秋田県衛生検査所登録等手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第46号）
- (17) 秋田県診療エックス線技師免許証再交付等手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第47号）
- (18) 秋田県病院開設許可等手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第44号）
- (19) 秋田県一般旅券発給等手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第24号）
- (20) 秋田県宗教法人認証書再交付等手数料徴収条例（平成22年秋田県条例第10号）
- (21) 秋田県公害紛争処理条例（昭和45年秋田県条例第50号）
- (22) 秋田県第一種フロン類回収業者登録等手数料徴収条例（平成13年秋田県条例第69号）
- (23) 秋田県汚染土壌処理業許可等手数料徴収条例（平成22年秋田県条例第12号）
- (24) 秋田県環境保全センター条例（昭和51年秋田県条例第42号）
- (25) 秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年秋田県条例第33号）
- (26) 秋田県一般廃棄物処理施設設置許可等手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第63号）
- (27) 秋田県使用済自動車引取業者登録等手数料徴収条例（平成16年秋田県条例第21号）
- (28) 公衆浴場法施行条例（昭和26年秋田県条例第76号）
- (29) 旅館業法施行条例（昭和33年秋田県条例第37号）
- (30) 興行場法施行条例（昭和59年秋田県条例第32号）
- (31) 化製場等に関する法律施行条例（昭和59年秋田県条例第33号）
- (32) 食品衛生法施行条例（平成12年秋田県条例第54号）
- (33) 理容師法施行条例（平成12年秋田県条例第55号）
- (34) 美容師法施行条例（平成12年秋田県条例第57号）
- (35) 秋田県製菓衛生師免許等手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第61号）
- (36) 秋田県建築物清掃業者等登録手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第62号）
- (37) 秋田県食鳥処理事業許可等手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第64号）
- (38) クリーニング業法施行条例（平成14年秋田県条例第76号）
- (39) と畜場法施行条例（平成15年秋田県条例第21号）
- (40) 秋田県鳥獣飼養登録票交付等手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第70号）
- (41) 秋田県温泉の管理及び温泉法関係手数料の徴収に関する条例（平成20年秋田県条例第44号）
- (42) 秋田県種畜精液凍結処理等手数料徴収条例（昭和35年秋田県条例第39号）
- (43) 秋田県水産振興センター条例（昭和60年秋田県条例第42号）
- (44) 秋田県卸売市場条例（昭和46年秋田県条例第71号）
- (45) 秋田県肥料登録等手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第74号）
- (46) 秋田県家畜商免許等手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第76号）
- (47) 秋田県種畜証明書書換え交付等手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第77号）
- (48) 秋田県家畜検査等手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第78号）
- (49) 秋田県家畜市場登録等手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第79号）
- (50) 秋田県標準鶏認定等手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第80号）
- (51) 秋田港魚市場使用条例（昭和35年秋田県条例第12号）
- (52) 秋田県岩館漁港海岸休憩施設条例（平成5年秋田県条例第35号）
- (53) 秋田県漁業権免許等手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第82号）

- (54) 秋田県漁船登録等手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第83号）
- (55) 秋田県小型漁船総トン数測定手数料徴収条例（平成14年秋田県条例第25号）
- (56) 秋田県遊漁船業者登録等手数料徴収条例（平成15年秋田県条例第27号）
- (57) 秋田県林業用種苗生産事業者登録等手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第85号）
- (58) 秋田県通訳案内士登録等手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第23号）
- (59) 秋田県旅行業登録等手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第90号）
- (60) 秋田県猟銃等製造事業許可等手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第93号）
- (61) 秋田県採石業者登録等手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第94号）
- (62) 秋田県立職業能力開発校条例（昭和51年秋田県条例第16号）
- (63) 秋田県建設業許可内容証明書交付等手数料徴収条例（昭和47年秋田県条例第12号）
- (64) 秋田県租税特別措置法関係手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第25号）
- (65) 秋田県土地収用法関係手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第95号）
- (66) 秋田県浄化槽工事業者登録等手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第96号）
- (67) 秋田県解体工事業者登録等手数料徴収条例（平成13年秋田県条例第32号）
- (68) 秋田県屋外広告物条例（昭和49年秋田県条例第20号）
- (69) 秋田県開発許可等手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第99号）
- (70) 秋田県特殊車両通行許可申請手数料徴収条例（昭和47年秋田県条例第13号）
- (71) 秋田県砂利採取業者登録等手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第101号）
- (72) 秋田県空港管理条例（昭和56年秋田県条例第13号）
- (73) 秋田県建築士事務所登録等手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第109号）
- (74) 秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例（平成21年秋田県条例第34号）
- (75) 秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第101号）
- (76) 秋田県政治資金規正法関係手数料徴収条例（平成20年秋田県条例第68号）
- (77) 秋田県公安委員会関係手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第117号）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災の被災者から徴収した手数料の還付に関する条例（秋田県条例第37号）

- 1 知事は、平成23年3月11日から秋田県標準事務関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例（平成23年秋田県条例第36号）の施行の日の前日までの間に東日本大震災の被災者から徴収した各種証明書の再交付等に係る手数料（東日本大震災に起因して行われた申請等に係るものに限る。）については、当該徴収した手数料の額に相当する金額を還付することができることとした。（第1条及び第2条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第38号）

- 1 引用している中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）の条項を改めることとした。（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成23年8月2日）から施行することとした。

◇秋田県県税条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例（秋田県条例第39号）

- 1 秋田県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正（第1条による改正）

(1) 秋田県県税条例等の一部を改正する条例（平成23年秋田県条例第13号）の施行期日について、次のとおり整理を行うこととした。（附則第1項関係）

| 改正内容 | 旧 | 新 |
|---------------|--|-----------|
| イ ロからトまで以外の改正 | 地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第 号。以下「改正法」という。）の施行の日 | この条例の施行の日 |

| | | |
|--|------------------|---|
| ロ 不申告等に関する過料の改正 | 改正法附則第1条第1号に定める日 | 平成23年10月1日 |
| ハ 県民税の寄付金税額控除等の改正 | 改正法附則第1条第2号に定める日 | 平成24年1月1日 |
| ニ 県民税の退職所得の分離課税に係る所得割の額の特例等の改正 | 改正法附則第1条第2号に定める日 | 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第号。以下「修正法」という。）附則第1条第2号に定める日 |
| ホ 県たばこ税の税率の改正 | 改正法附則第1条第3号に定める日 | 修正法附則第1条第3号に定める日 |
| ヘ 肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例の改正 | 改正法附則第1条第4号に定める日 | 平成25年1月1日 |
| ト 納税義務者が成年扶養親族を有する場合の個人の県民税の所得割の算定の特例の改正 | 改正法附則第1条第4号に定める日 | 修正法附則第1条第4号に定める日 |

(2) その他所要の規定の整理を行うこととした。

2 秋田県県税条例の一部を改正する条例の一部改正（第2条による改正）

秋田県県税条例（昭和29年秋田県条例第24号）の改正規定を削る等の規定の整理を行うこととした。（附則第1項及び第2項関係）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。



◇秋田県合併市町村特例交付金条例を廃止する条例（秋田県条例第40号）

1 秋田県合併市町村特例交付金条例（平成16年秋田県条例第12号）を廃止することとした。

2 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。

(2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。



◇風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第41号）

1 風致地区内における建築等の行為について知事の許可を要しない法人から独立行政法人雇用・能力開発機構を除外するとともに、当該機構の業務を承継する法人についてはその業務内容から許可を要しない法人としないこととした。（第2条第3項関係）

2 有線放送電話業務の用に供する線路又は空中線系に係る行為を、風致地区内において知事の許可を要しない行為の対象から除くこととした。（第2条第2項及び第3条関係）

3 その他放送法（昭和25年法律第132号）の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。

4 施行期日

この条例中1は公布の日から、2及び3は放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）の施行の日から施行することとした。



◇秋田県私立高等学校授業料減免等臨時対策基金条例の一部を改正する条例（秋田県条例第42号）

1 題名を秋田県生徒等修学支援臨時対策基金条例に改めることとした。（題名関係）

2 東日本大震災による経済的理由により修学が困難となった幼児、児童及び生徒への支援に係る次に掲げる臨時の事業を秋田県私立高等学校授業料減免等臨時対策基金の対象事業に加えることとした。（第1条関係）

(1) 市町村が行う幼稚園の幼児の就園を奨励する事業の助成

(2) 小学校、中学校及び特別支援学校の幼児、児童及び生徒の学用品の購入等に要する費用の助成

(3) 私立の幼稚園、中学校、高等学校、専修学校及び各種学校の授業料、入学金等の減免

(4) 高等学校等の生徒に対する奨学金の貸与

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第43号）

1 県議会議員の応招旅費の支給を会議、委員会又は協議等の場に出席したときに限定することとした。（第5条関係）

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県議会定例会の回数に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第44号）

1 県議会の定例会の回数を現行の年4回から年2回（県議会議員の任期満了による一般選挙が行われる年にあっては、年3回）に改めることとした。（本則関係）

2 平成23年の定例会の回数は、本則の規定にかかわらず、年3回とすることとした。（附則第2項関係）

3 施行期日

この条例は、平成24年1月1日から施行することとした。ただし、2は、公布の日から施行することとした。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 二 秋田県標準事務関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例
- 三 東日本大震災の被災者から徴収した手数料の還付に関する条例
- 四 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
- 五 秋田県県税条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例
- 六 秋田県合併市町村特例交付金条例を廃止する条例
- 七 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例
- 八 秋田県私立高等学校授業料減免等臨時対策基金条例の一部を改正する条例
- 九 県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 十 秋田県議会定例会の回数に関する条例の一部を改正する条例

平成二十三年七月十二日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県条例第三十五号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年秋田県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

附則別表平成二十二年四月一日以後の項中「以後」を「から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同表に次のように加える。

| | |
|----------------------------|-----------|
| 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで | 年一・八パーセント |
| 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで | 年一・九パーセント |
| 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで | 年二・〇パーセント |
| 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで | 年二・二パーセント |
| 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで | 年二・六パーセント |
| 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで | 年二・九パーセント |
| 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで | 年三・四パーセント |
| 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで | 年三・六パーセント |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第三十六号

秋田県標準事務関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例

（秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部改正）

第一条 秋田県標準事務関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条を第三十三条とし、第三十一条を第三十二条とし、第三十条の次に次の一条を加える。

（手数料の減免）

第三十一条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

（秋田県県税に関する証明等手数料徴収条例の一部改正）

第二条 秋田県県税に関する証明等手数料徴収条例（昭和五十一年秋田県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

2 知事は、前項に定めるもののほか、特別の理由があると認めるときは、手数料（差押えに関する書類の謄本の交付に係るものを除く。）を免除することができる。

（秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部改正）

第三条 秋田県介護保険法関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第五条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例の一部改正)

第四条 県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例(昭和二十三年秋田県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第五条中「若しくは」を「又は」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、前項に定めるもののほか、特別の理由があると認めるときは、使用料又は手数料の全部又は一部を免除することができる。

(秋田県栄養士免許等手数料徴収条例の一部改正)

第五条 秋田県栄養士免許等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(秋田県調理師免許等手数料徴収条例の一部改正)

第六条 秋田県調理師免許等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(秋田県受胎調節実地指導員指定証交付等手数料徴収条例の一部改正)

第七条 秋田県受胎調節実地指導員指定証交付等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(秋田県立衛生看護学院条例の一部改正)

第八条 秋田県立衛生看護学院条例(昭和四十一年秋田県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「授業料」を「授業料等」に改め、同条中「授業料」の下に「入学料又は入学受験手数料」を加える。

(秋田県大麻取扱者免許等手数料徴収条例の一部改正)

第九条 秋田県大麻取扱者免許等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(秋田県毒物劇物販売業登録等手数料徴収条例の一部改正)

第十条 秋田県毒物劇物販売業登録等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(秋田県覚せい剤施用機関指定等手数料徴収条例の一部改正)

第十一条 秋田県覚せい剤施用機関指定等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(秋田県麻薬卸売業者免許等手数料徴収条例の一部改正)

第十二条 秋田県麻薬卸売業者免許等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(秋田県薬事法関係手数料徴収条例の一部改正)

第十三条 秋田県薬事法関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(秋田県准看護師免許等手数料徴収条例の一部改正)

第十四条 秋田県看護師免許等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(秋田県死体保存許可手数料徴収条例の一部改正)

第十五条 秋田県死体保存許可手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(秋田県衛生検査所登録等手数料徴収条例の一部改正)

第十六条 秋田県衛生検査所登録等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(秋田県診療エックス線技師免許証再交付等手数料徴収条例の一部改正)

第十七条 秋田県診療エックス線技師免許証再交付等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(秋田県病院開設許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第十八条 秋田県病院開設許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例(平成二十一年秋田県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第二項の項番号を削る。

(秋田県一般旅券発給等手数料徴収条例の一部改正)

第十九条 秋田県一般旅券発給等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(秋田県宗教法入証書再交付等手数料徴収条例の一部改正)

第二十条 秋田県宗教法入証書再交付等手数料徴収条例(平成二十二年秋田県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(秋田県公害紛争処理条例の一部改正)

第二十一条 秋田県公害紛争処理条例(昭和四十五年秋田県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第八条中「認めるとき」を「認めるときその他特別の理由があると認めるとき」に改める。

(秋田県第一種フロン類回収業者登録等手数料徴収条例の一部改正)

第二十二条 秋田県第一種フロン類回収業者登録等手数料徴収条例(平成十三年秋田県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(秋田県汚染土壌処理業許可等手数料徴収条例の一部改正)

第二十三条 秋田県汚染土壌処理業許可等手数料徴収条例(平成二十二年秋田県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第三条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(秋田県環境保全センター条例の一部改正)

第二十四条 秋田県環境保全センター条例(昭和五十一年秋田県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

(使用料の減免)

第四条之二 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第二十五条 秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年秋田県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十六条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、特別の理由があると認めるときは、第一項の手数料を減免することができる。

(秋田県一般廃棄物処理施設設置許可等手数料徴収条例の一部改正)

第二十六条 秋田県一般廃棄物処理施設設置許可等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(秋田県使用済自動車引取業者登録等手数料徴収条例の一部改正)

第二十七条 秋田県使用済自動車引取業者登録等手数料徴収条例(平成十六年秋田県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(公衆浴場法施行条例の一部改正)

第二十八条 公衆浴場法施行条例(昭和二十六年秋田県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

第六条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(旅館業法施行条例の一部改正)

第二十九条 旅館業法施行条例(昭和三十三年秋田県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第七条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(興行場法施行条例の一部改正)

第三十条 興行場法施行条例(昭和五十九年秋田県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第七条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、特別の理由があると認めるときは、第一項の手数料を減免することができる。

(化製場等に関する法律施行条例の一部改正)

第三十一条 化製場等に関する法律施行条例(昭和五十九年秋田県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、特別の理由があると認めるときは、第一項の手数料を減免することができる。

(食品衛生法施行条例の一部改正)

第三十二条 食品衛生法施行条例(平成十二年秋田県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第六条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(理容師法施行条例の一部改正)

第三十三条 理容師法施行条例(平成十二年秋田県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第五条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(美容師法施行条例の一部改正)

第三十四条 美容師法施行条例(平成十二年秋田県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第五条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(秋田県製菓衛生師免許等手数料徴収条例の一部改正)

第三十五条 秋田県製菓衛生師免許等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(秋田県建築物清掃業者等登録手数料徴収条例の一部改正)

第三十六条 秋田県建築物清掃業者等登録手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(秋田県食鳥処理事業許可等手数料徴収条例の一部改正)

第三十七条 秋田県食鳥処理事業許可等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(クリーニング業法施行条例の一部改正)

第三十八条 クリーニング業法施行条例(平成十四年秋田県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(と畜場法施行条例の一部改正)

第三十九条 と畜場法施行条例(平成十五年秋田県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(秋田県鳥獣飼養登録票交付等手数料徴収条例の一部改正)

第四十条 秋田県鳥獣飼養登録票交付等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(秋田県温泉の管理及び温泉法関係手数料の徴収に関する条例の一部改正)

第四十一条 秋田県温泉の管理及び温泉法関係手数料の徴収に関する条例(平成二十年秋田県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(秋田県種畜精液凍結処理等手数料徴収条例の一部改正)

第四十二条 秋田県種畜精液凍結処理等手数料徴収条例(昭和二十五年秋田県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(秋田県水産振興センター条例の一部改正)

第四十三条 秋田県水産振興センター条例(昭和六十年秋田県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(使用料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(秋田県卸売市場条例の一部改正)

第四十四条 秋田県卸売市場条例(昭和四十六年秋田県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、特別の理由があると認めるときは、第一項の手数料を減免することができる。

(秋田県肥料登録等手数料徴収条例の一部改正)

第四十五条 秋田県肥料登録等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(秋田県家畜商免許等手数料徴収条例の一部改正)

第四十六条 秋田県家畜商免許等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(秋田県種畜証明書書換え交付等手数料徴収条例の一部改正)

第四十七条 秋田県種畜証明書書換え交付等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第四條 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(秋田県家畜検査等手数料徴収条例の一部改正)

第四十八條 秋田県家畜検査等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第七十八号)の一部を次のように改正する。

第四條を第五條とし、第三條の次に次の一條を加える。

(手数料の減免)

第四條 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(秋田県家畜市場登録等手数料徴収条例の一部改正)

第四十九條 秋田県家畜市場登録等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四條を第五條とし、第三條の次に次の一條を加える。

(手数料の減免)

第四條 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(秋田県標準鶏認定等手数料徴収条例の一部改正)

第五十條 秋田県標準鶏認定等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

第四條を第五條とし、第三條の次に次の一條を加える。

(手数料の減免)

第四條 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(秋田県魚市場使用条例の一部改正)

第五十一條 秋田県魚市場使用条例(昭和三十一年秋田県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第四條の見出し中「使用料」の下に「の納付」を加え、同條の次に次の一條を加える。

(使用料の減免)

第四條之二 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(秋田県岩館漁港海岸休憩施設条例の一部改正)

第五十二條 秋田県岩館漁港海岸休憩施設条例(平成五年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二條の次に次の一條を加える。

(使用料の減免)

第二條之二 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

第七條中「及び第三條」を「から第三條まで」に改める。

第八條の次に次の一條を加える。

(利用料金の減免)

第八條之二 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(秋田県漁業権免許等手数料徴収条例の一部改正)

第五十三條 秋田県漁業権免許等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第八十二号)の一部を次のように改正する。

第四條を第五條とし、第三條の次に次の一條を加える。

(手数料の減免)

第四條 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(秋田県漁船登録等手数料徴収条例の一部改正)

第五十四條 秋田県漁船登録等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第八十三号)の一部を次のように改正する。

第四條を第五條とし、第三條の次に次の一條を加える。

(手数料の減免)

第四條 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(秋田県小型漁船総トン数測定手数料徴収条例の一部改正)

第五十五條 秋田県小型漁船総トン数測定手数料徴収条例(平成十四年秋田県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第四條を第五條とし、第三條の次に次の一條を加える。

(手数料の減免)

第四條 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(秋田県遊漁船業者登録等手数料徴収条例の一部改正)

第五十六條 秋田県遊漁船業者登録等手数料徴収条例(平成十五年秋田県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第四條を第五條とし、第三條の次に次の一條を加える。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(秋田県林業用種苗生産事業者登録等手数料徴収条例の一部改正)

第五十七条 秋田県林業用種苗生産事業者登録等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(秋田県通訳案内士登録等手数料徴収条例の一部改正)

第五十八条 秋田県通訳案内士登録等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(秋田県旅行業登録等手数料徴収条例の一部改正)

第五十九条 秋田県旅行業登録等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(秋田県猟銃等製造事業許可等手数料徴収条例の一部改正)

第六十条 秋田県猟銃等製造事業許可等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第九十二号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(秋田県採石業者登録等手数料徴収条例の一部改正)

第六十一条 秋田県採石業者登録等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第九十四号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(秋田県立職業能力開発校条例の一部改正)

第六十二条 秋田県立職業能力開発校条例(昭和三十二年秋田県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「授業料」を「入校試験手数料等」に改め、同条中「授業料」を「入校試験手数料又は授業料」に改める。

(秋田県建設業許可内容証明書交付等手数料徴収条例の一部改正)

第六十三条 秋田県建設業許可内容証明書交付等手数料徴収条例(昭和三十七年秋田県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中「すでに」を「既に」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(秋田県租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部改正)

第六十四条 秋田県租税特別措置法関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(秋田県土地収用法関係手数料徴収条例の一部改正)

第六十五条 秋田県土地収用法関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第九十五号)の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(秋田県浄化槽工事業登録等手数料徴収条例の一部改正)

第六十六条 秋田県浄化槽工事業登録等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(秋田県解体工事業登録等手数料徴収条例の一部改正)

第六十七条 秋田県解体工事業者登録等手数料徴収条例(平成十三年秋田県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めたときは、手数料を減免することができる。

(秋田県屋外広告物条例の一部改正)

第六十八条 秋田県屋外広告物条例(昭和四十九年秋田県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条中「前条第一項の規定による」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、知事は、特別の理由があると認めたときは、手数料を減免することができる。

(秋田県開発許可等手数料徴収条例の一部改正)

第六十九条 秋田県開発許可等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第九十九号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めたときは、手数料を減免することができる。

(秋田県特殊車両通行許可申請手数料徴収条例の一部改正)

第七十条 秋田県特殊車両通行許可申請手数料徴収条例(昭和四十七年秋田県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第四条中「すでに」を「既に」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めたときは、手数料を減免することができる。

(秋田県砂利採取業者登録等手数料徴収条例の一部改正)

第七十一条 秋田県砂利採取業者登録等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第一百号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めたときは、手数料を減免することができる。

(秋田県空港管理条例の一部改正)

第七十二条 秋田県空港管理条例(昭和五十六年秋田県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第二十条の見出し中「着陸料等」を「使用料」に改め、同条中「認める」を「認めた」に改め、「着陸料等」の下に「又は駐車料金を加える。

(秋田県建築士事務所登録等手数料徴収条例の一部改正)

第七十三条 秋田県建築士事務所登録等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第五条 知事は、特別の理由があると認めたときは、手数料を減免することができる。

(秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例の一部改正)

第七十四条 秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例(平成二十一年秋田県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めたときは、手数料を減免することができる。

(秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例の一部改正)

第七十五条 秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第一百十一号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めたときは、手数料を減免することができる。

(秋田県政治資金規正法関係手数料徴収条例の一部改正)

第七十六条 秋田県政治資金規正法関係手数料徴収条例(平成二十年秋田県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めたときは、手数料を減免することができる。

(秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部改正)

第七十七条 秋田県公安委員会関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第一百十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第十九条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第三十七号

東日本大震災の被災者から徴収した手数料の還付に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、県が東日本大震災(平成二十三年東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)の被災者から徴収した手数料の還付に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の還付)

第二条 知事は、次の表に掲げる条例における手数料の不還付に関する規定にかかわらず、平成二十三年三月十一日から秋田県標準事務関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例(平成二十三年秋田県条例第三十六号)の施行の日の前日までの間に東日本大震災の被災者から徴収した同表に掲げる手数料(東日本大震災に起因して行われた申請等に係るものに限る。)については、当該徴収した手数料の額に相当する金額を還付することができる。

| |
|--|
| <p>一 秋田県標準事務関係手数料徴収条例(平成十二年条例第十九号。以下この号において「条例」という。)の次に掲げる事務に係る手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 条例第四条第一項第四号の保育士登録証の再交付 (二) 条例第五条第二号の准看護師試験合格証明書の交付 (三) 条例第七条第二号の賞せい剤製造業者、賞せい剤原料輸入業者、賞せい剤原料輸出業者又は賞せい剤原料製造業者の指定証の再交付 四 条例第八条の齒科技工士国家試験合格証明書の交付 (五) 条例第九条第一項第三号の危険物取扱者免状の再交付 (六) 条例第九条第一項第八号の消防設備士免状の再交付 (七) 条例第十二条の養ほう業者の転飼の許可 (八) 条例第十三条第二号の狩猟免状の再交付 (九) 条例第十三条第五号の狩猟者登録証の再交付 (十) 条例第十三条第六号の狩猟者記章の再交付 (十一) 条例第十五条第二号の電気工事士免状の再交付 (十二) 条例第十六条第四号の電気工事業者の登録証の再交付 (十三) 条例第十七条第一項第十三号の丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の再交付 (十四) 条例第十九条第一項第十一号の高圧ガス製造保安責任者免状の再交付 (十五) 条例第十九条第一項第十三号の高圧ガス販売主任者免状の再交付 (十六) 条例第二十条第一項第十八号の液化石油ガス設備士免状の再交付 (十七) 条例第二十条第一項第十九号の液化石油ガス設備士免状の書換え (十八) 条例第二十一条第一項第二号の職業訓練指導員の免許証の再交付 (十九) 条例第二十一条第一項第五号の技能検定の合格証書の再交付 (二十) 条例第二十六条第一項第五号の宅地建物取引主任者の登録の移転 |
| <p>一 秋田県県税に関する証明等手数料徴収条例(昭和五十一年秋田県条例第三号。以下この号において「条例」という。)の次に掲げる事務に係る手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 条例第二条第一項第一号の納税証明書の交付 (二) 条例第二条第一項第二号の免税軽油使用者証の交付 |
| <p>二 秋田県介護保険法関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第二十八号。以下この号において「条例」という。)の次に掲げる事務に係る手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 条例別表第五号の介護支援専門員の登録の移転 (二) 条例別表第八号の介護支援専門員証の交付 (三) 条例別表第十一号の介護支援専門員証の書換え交付 四 条例別表第十二号の介護支援専門員証の再交付 |
| <p>四 秋田県栄養士免許等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第三十三号)第二条第三号の栄養士の免許証の再交付に係る手数料</p> |
| <p>五 秋田県調理師免許等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第三十四号)第二条第四号の調理師免許証の再交付に係る手数料</p> |
| <p>六 秋田県受胎調節実地指導員指定証交付等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第三十五号。以下この号において「条例」という。)の次に掲げる事務に係る手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 条例第二条第四号の受胎調節実地指導員の指定証の再交付 (二) 条例第二条第五号の受胎調節実地指導員の標識の再交付 |
| <p>七 秋田県大麻取扱者免許等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第三十八号。以下この号において「条例」という。)の次に掲げる事務に係る手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 条例第二条第二号の大麻取扱者の登録の変更 (二) 条例第二条第三号の大麻取扱者免許証の再交付 |

| | |
|-----|--|
| 八 | 秋田県毒物劇物販売業登録等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第二十九号。以下この号において「条例」という。)の次に掲げる事務に係る手数料 (一) 条例第二十条第四号の毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付 (二) 条例第二十条第五号の毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付 |
| 九 | 秋田県覚せい剤施用機関指定等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第四十号。以下この号において「条例」という。)の次に掲げる事務に係る手数料 (一) 条例第二十条第三号の覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定証の再交付 (二) 条例第二十条第六号の覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定証の再交付 |
| 十 | 秋田県麻薬卸売業者免許等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第四十一号。以下この号において「条例」という。)の次に掲げる事務に係る手数料 (一) 条例第二十条第六号の麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許証の再交付 (二) 条例第二十条第九号の向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許証の再交付 (三) 条例第二十条第十一号の向精神薬試験研究施設設置者の登録証の再交付 |
| 十一 | 秋田県薬事法関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第四十二号。以下この号において「条例」という。)の次に掲げる事務に係る手数料 (一) 条例別表の六の項の医薬品の配置販売業者等の身分証明書の書換え交付 (二) 条例別表の七の項の医薬品の配置販売業者等の身分証明書の再交付 (三) 条例別表の十三の項の薬局の開設計可証、医薬品の販売業の許可証又は高度管理医療機器若しくは特定保守管理医療機器の販売業若しくは賃貸業の許可証の再交付 (四) 条例別表の二十七の項の医薬品等の製造販売業の許可証の再交付 (五) 条例別表の二十九の項の医薬品等の製造業又は修理業の許可証の再交付 (六) 条例別表の三十一の項の医薬品又は動物用医薬品の販売従事登録証の再交付 |
| 十二 | 秋田県准看護師免許等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第四十三号。以下この号において「条例」という。)の次に掲げる事務に係る手数料 (一) 条例第二十条第五号の准看護師再教育研修修了登録証の再交付 (二) 条例第二十条第七号の准看護師免許証の再交付 (三) 条例第二十条第八号の助産婦名簿の贈本の交付 (四) 条例第二十条第十一号の保健婦免状の再交付 (五) 条例第二十条第十二号の看護婦免状又は看護人免状の再交付 |
| 十三 | 秋田県衛生検査所登録等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第四十六号)第二条第三号の衛生検査所の登録証明書の再交付に係る手数料 |
| 十四 | 秋田県診療エックス線技師免許証再交付等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第四十七号)第二条第一号の診療エックス線技師免許証の再交付に係る手数料 |
| 十五 | 秋田県一般旅券発給等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第二十四号)第一条第三号の一般旅券の発給(東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律(平成二十三年法律第六十四号)第四条の規定の適用を受ける者に係るものに限る。)に係る手数料 |
| 十六 | 秋田県宗教法人認証書再交付等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第十号。以下この号において「条例」という。)の次に掲げる事務に係る手数料 (一) 条例第二条第一号の宗教法人の規則の認証書又は規則の変更の認証書の再交付 (二) 条例第二条第二号の宗教法人の認証した旨を附記した規則又は認証した旨を附記した変更しようとする事項を示す書類の再交付 |
| 十七 | 秋田県製菓衛生師免許等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第六十一号)第二条第四号の製菓衛生師免許証の再交付に係る手数料 |
| 十八 | クリーニング業法施行条例(平成十四年秋田県条例第七十六号)第三条第二項第五号のクリーニング師免許証の再交付に係る手数料 |
| 十九 | 秋田県鳥獣飼養登録票交付等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第七十号)第二条の鳥獣の飼養の登録票の再交付に係る手数料 |
| 二十 | 秋田県卸売市場条例(昭和四十六年秋田県条例第七十一号)第三十一条第一項の表第三号の地方卸売市場等の開設の許可証の再交付に係る手数料 |
| 二十一 | 秋田県家畜商免許等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第七十六号。以下この号において「条例」という。)の次に掲げる事務に係る手数料 (一) 条例第二条第三号の家畜商免許証の書換え交付 (二) 条例第二条第四号の家畜商免許証の再交付 |
| 二十二 | 秋田県種畜証明書書換え交付等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第七十七号。以下この号において「条例」という。)の次に掲げる事務に係る手数料 (一) 条例第二条第五号の家畜人工授精師免許証の書換え交付 (二) 条例第二条第六号の家畜人工授精師免許証の再交付 |

| | |
|-----|--|
| 二十三 | 秋田県家畜検査等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第七十八号)第二条第四号の家畜の検査、注射、薬浴又は投薬を行った旨の証明書の交付に係る手数料 |
| 二十四 | 秋田県家畜市場登録等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第七十九号。以下この号において「条例」という。)の次に掲げる事務に係る手数料 (一) 条例第二条第二号の家畜市場の登録証の書換え交付 (二) 条例第二条第三号の家畜市場の登録証の再交付 |
| 二十五 | 秋田県漁船登録等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第八十三号)第二条第五号の漁船の登録簿本の交付に係る手数料 |
| 二十六 | 秋田県林業用種苗生産事業者登録等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第八十五号。以下この号において「条例」という。)の次に掲げる事務に係る手数料 (一) 条例第二条第三号の生産事業者の登録証の書換え交付 (二) 条例第二条第四号の生産事業者の登録証の再交付 |
| 二十七 | 秋田県通訳案内士登録等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第二十三号。以下この号において「条例」という。)の次に掲げる事務に係る手数料 (一) 条例第二条第二号の通訳案内士登録証の訂正 (二) 条例第二条第三号の通訳案内士登録証の再交付 |
| 二十八 | 秋田県建設業許可内容証明書交付等手数料徴収条例(昭和四十七年秋田県条例第十二号。以下この号において「条例」という。)の次に掲げる事務に係る手数料 (一) 条例第二条第一号の建設業の許可の内容の証明書の交付 (二) 条例第二条第二号の建設業者の経営規模等評価の結果の証明書の交付 (三) 条例第二条第三号の建設業者の総合評定値の証明書の交付 (四) 条例第二条第五号の建設業者の経営状況分析の結果の証明書の交付 |
| 二十九 | 秋田県浄化槽工事業登録等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第九十六号)第二条第三号の浄化槽工事業登録簿の簿本の交付に係る手数料 |
| 三十 | 秋田県開発許可等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第九十九号。以下この号において「条例」という。)の次に掲げる事務に係る手数料 (一) 条例別表の二の項の開発行為の変更の許可 (二) 条例別表の七の項の開発登録簿の写しの交付 |
| 三十一 | 秋田県建築士事務所登録等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第九十九号)第二条第二号の二級建築士免許証又は木造建築士免許証の再交付に係る手数料 |
| 三十二 | 秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第一百一十号。以下この号において「条例」という。)の次に掲げる事務に係る手数料 (一) 条例第二条第七号の教育職員の普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長 (二) 条例第二条第九号の教育職員の免許状の再交付 (三) 条例第二条第十二号の旧免許状所持現職教員に係る免許状更新講習の課程の修了確認期限の延期 (四) 条例第二条第十四号の教育職員の免許状の授与の証明 |
| 三十三 | 秋田県公安委員会関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第一百十七号。以下この号において「条例」という。)の次に掲げる事務に係る手数料 (一) 条例第三条第二項の表の一の項の風俗営業の許可証の再交付 (二) 条例第三条第二項の表の七の項の特別風俗営業者の認定証の再交付 (三) 条例第三条第二項の表の十一の項の店舗型性風俗特殊営業等の届出書の提出があつた旨を記載した書面の再交付 (四) 条例第四条第二項第二号の古物営業の許可証の再交付 (五) 条例第四条第二項第三号の古物営業の許可証の書換え (六) 条例第六条第二項第三号の質屋営業の管理者の変更の許可 (七) 条例第六条第二項第四号の質屋営業の内容の変更の届出に係る許可証の書換え (八) 条例第六条第二項第五号の質屋営業の許可証の再交付 (九) 条例第八条第二項の表の七の項の銃砲又は刀剣類の所持の許可証の書換え (十) 条例第八条第二項の表の八の項の銃砲又は刀剣類の所持の許可証の再交付 (十一) 条例第八条第二項の表の十三の項の年少射撃資格認定証の書換え (十二) 条例第八条第二項の表の十四の項の年少射撃資格認定証の再交付 (十三) 条例第九条第二項の表の三の項の警備員等の知識及び能力に関する検定の合格証明書の書換え (十四) 条例第九条第二項の表の四の項の警備員等の知識及び能力に関する検定の合格証明書の再交付 (十五) 条例第十条第二項の表の二の項の警備業の認定証の再交付 (十六) 条例第十条第二項の表の八の項の警備員指導教育責任者資格者証の再交付 (十七) 条例第十条第二項の表の十三の項の機軸警備業務管理者資格者証の再交付 (十八) 条例第十二条第二項第二号の探偵業の変更の届出があつたことを証する書面の交付 |

- (特) 条例第十二条第二項第三号の探偵業の届出があつたことを証する書面の再交付
- (特) 条例第十四条第二項第五号の運転免許証の再交付
- (特) 条例第十四条第二項第十四号の国外運転免許証の交付
- (特) 条例第十五条第二項第七号の駐車監視員資格者証の再交付
- (特) 条例第十六条第二項第一号の自動車の保管場所を確保していることの証明書の交付
- (特) 条例第十六条第二項第二号の自動車の保管場所を確保していることの証明書の再交付
- (特) 条例第十六条第二項第三号の自動車の保管場所標章の交付
- (特) 条例第十六条第二項第四号の自動車の保管場所標章の再交付
- (特) 条例第十七条第二項第二号の自動車運転代行業の認定証の再交付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第三十八号

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例(平成十四年秋田県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第九条第十項」を「第九条第十一項」に改める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第三十七号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年八月二日)から施行する。

秋田県条例第三十九号

秋田県県税条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

(秋田県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第一条 秋田県県税条例等の一部を改正する条例(平成二十三年秋田県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち、秋田県県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号)附則第十六条第一項の改正規定中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年六月三十日」に、「平成二十三年四月一日」を「秋田県県税条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例(平成二十三年秋田県条例第三十九号。第三項において「平成二十三年改正条例」という。)の施行の日の翌日」に改め、同条第五項の改正規定中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年六月三十日」に、「平成二十三年四月一日」を「平成二十三年改正条例の施行の日の翌日」に改める。

附則第一項中「地方税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)」を「秋田県県税条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例(平成二十三年秋田県条例第三十九号)」に改め、同項第一号中「地方税法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に定める日」を「平成二十三年十月一日」に改め、同項第二号中「第五十五条第四項、第五十五条の二、第五十五条の三第二項、第五十七条第一項及び第二項並びに第六十二条第一項第二号及び第三号」を削り、「同項第二号及び同条例附則第六条」を「及び同項第二号」に改め、「及び第五項」を削り、「地方税法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に定める日」を「平成二十四年一月一日」に改め、同項第五号中「(平成二十三年法律第 号)」を「(平成二十三年法律第三十二号)」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「附則第二条第一項の改正規定、同条例」及び「次項及び」を削り、「地方税法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に定める日」を「平成二十五年一月一日」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 第一条中秋田県県税条例附則第二条第一項の改正規定及び次項の規定 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に定める日

附則第一項第三号中「地方税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第一条中秋田県県税条例第五十五条第四項、第五十五条の二、第五十五条の三第二項、第五十七条第一項及び第二項並びに第六十二条第一項第二号及び第三号の改正規定並びに同条例附則第六条の改正規定並びに附則第五項の規定 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第一条第二号に定める日

附則第三項中「地方税法等の一部を改正する法律」を「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第八十三号)」に改める。

附則第五項中「地方税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律」に改める。

附則第七項中「いう。」の下に「の翌日」を加え、「施行日前」を「同日前」に改める。

附則第八項中「施行日前」を「施行日以前」に、「以後」を「の翌日以後」に改める。

附則第九項中「地方税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律」に改める。

附則第十項中「施行日」の下に「の翌日」を加える。

(秋田県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 秋田県県税条例の一部を改正する条例(平成二十三年秋田県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第一項ただし書中「次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める」を「次項の規定は、公布の」に改め、同項各号を削る。

附則第二項中秋田県県税条例等の一部を改正する条例第一条の改正規定を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第四十号

秋田県合併市町村特例交付金条例を廃止する条例

秋田県合併市町村特例交付金条例(平成十六年秋田県条例第十二号)は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による廃止前の秋田県合併市町村特例交付金条例第二条の規定により合併市町村に対して交付された合併市町村特例交付金については、同条例第七条及び第八条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

秋田県条例第四十一号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和三十五年秋田県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第十三号(三)中「有線放送電話に関する法律(昭和三十二年法律第百五十二号)による有線放送電話業務又は有線放送業務(二)を「又は放送法(昭和三十五年法律第百三十二号)による一般放送の業務(有線ラジオ放送の」に、「(有線放送業務」を「(同法による一般放送の業務」に改め、同条第三項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第二十六号を削り、同条第二十七号中「(昭和三十五年法律第百三十二号)」を削り、「放送事業」の下に「(無線通信の送信に係るものに限る。)」を加え、同号を同条第二十六号とし、同条第二十八号から第三十五号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例中第二条第三項の改正規定は公布の日から、同条第二項及び第三条の改正規定は放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)の施行の日から施行する。

秋田県条例第四十二号

秋田県私立高等学校授業料減免等臨時対策基金条例の一部を改正する条例

秋田県私立高等学校授業料減免等臨時対策基金条例(平成二十一年秋田県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県生徒等修学支援臨時対策基金条例

第一条を次のように改める。

(設置)

第一条 経済的理由によつて修学が困難な学校教育法(昭和三十二年法律第二十六号。以下「法」という。)第一条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)の幼児、児童及び生徒(法第六十六条に規定する中等教育学校の前期課程の生徒を除く。)並びに専修学校(法第二百二十四条に規定する専修学校をいう。第三号において同じ。)及び各種学校(法第二百二十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。)の生徒の教育を受ける機会を確保するため、次に掲げる支援に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県生徒等修学支援臨時対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

- 一 私立の高等学校(法第一条に規定する高等学校をいう。以下同じ。)の授業料及び入学料の減免並びに高等学校、法第六十六条に規定する中等教育学校の後期課程、法第七十六条第二項に規定する特別支援学校の高等部及び法第二百一十五条第一項に規定する専修学校の高等課程の生徒(以下「高等学校等の生徒」という。)に対する奨学金の貸与(次の災害を受けた者の同号(三)及び四の減免及び貸与に係るものを除く。)
- 二 東日本大震災(平成二十三年東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)の被災者に係る次に掲げる助成等
 - (一) 市町村が行う幼稚園(法第一条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)の幼児の就園を奨励する事業の助成
 - (二) 法第一条に規定する小学校、中学校及び特別支援学校の幼児、児童及び生徒の学用品の購入等に要する費用の助成
 - (三) 私立の幼稚園、中学校(法第一条に規定する中学校をいう。)、高等学校、専修学校及び各種学校の授業料、入学料等の減免
 - (四) 高等学校等の生徒に対する奨学金の貸与

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第四十三号

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和二十二年秋田県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第五条中「議会の招集に応じたとき又は委員会若しくは」を「会議、委員会又は」に改める。

別表第三の備考中一を削り、二を一とし、三を二とし、四を三とし、同表の備考五(一)中「備考一に規定する会議を開かない日を除き、」を削り、「議会」を「その翌日に会議」に、「の最終日」を「が開かれぬ場合又は同日に開かれるこれらに出席しない場合」に、「会議が」を「当該日の会議、委員会又は協議等の場が」に改め、同表の備考五(一)中「会議」の下に「委員会又は協議等の場」を加え、同表の備考五(一)中「議会の招集に応じたとき又は委員会若しくは」を「会議、委員会又は」に、「会議の日」を「その」に改め、同表の備考五を同表の備考四とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第四十四号

秋田県議会定例会の回数に関する条例の一部を改正する条例

秋田県議会定例会の回数に関する条例（昭和三十二年秋田県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

「毎年四回」を「年二回（県議会議員の任期満了による一般選挙が行われる年にあつては、年三回）」に改める。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 平成二十三年における秋田県議会の定例会の回数は、本則の規定にかかわらず、年三回とする。

附 則

この条例は、平成二十四年一月一日から施行する。ただし、附則の改正規定は、公布の日から施行する。

| | | |
|-------|-----------------|--|
| 発 行 者 | 秋 田 県 | 秋田市山王四丁目 1 番 1 号 |
| 購読料金 | 一ヶ月 3,675円(税込み) | |
| 印 刷 所 | 株式会社 松原印刷社 | 秋田市山王七丁目 5 番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/ |
| 印 刷 者 | 松原 繁雄 | 秋田市山王七丁目 5 番29号 |